

○北九州市情報公開条例

平成13年12月17日

条例第42号

改正 平成16年12月14日条例第52号

平成19年6月29日条例第16号

平成27年12月21日条例第48号

平成27年12月21日条例第50号

北九州市情報公開条例(平成元年北九州市条例第22号)の全部改正

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 行政文書の開示(第5条—第18条)

第3章 審査請求等

第1節 諮問等(第18条の2—第21条)

第2節 北九州市情報公開審査会(第22条—第26条)

第3節 審査会の調査審議の手續等(第27条—第33条)

第4章 情報の提供に関する施策の充実等(第34条—第37条)

第5章 雑則(第38条—第42条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業管理者、消防長及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法

人をいう。以下同じ。)をいう。

(2) 行政文書 実施機関の職員(地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

ウ 市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等であつて、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているもの

(平16条例52・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例に定める行政文書の開示のほか、情報の提供に関する施策の充実、情報の公表に関する施策の充実等を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 実施機関は、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するようにこの条例を解釈し、及び運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求を行うとともに、これによって得た情報を適正に使用し、第三者の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

第2章 行政文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、規則で定めるところ

により、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、規則で定めるところにより、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(これらの部分を公にす

ることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)

- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であつて、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 法令の定めるところにより又は実施機関が法令上従う義務を有する国等の機関の指示により、公にすることができない情報

(平16条例52・平19条例16・平27条例48・一部改正)

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報(第7条第7号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を北九州市情報公開審査会に報告しなければならない。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、規則で定めるところにより、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条第1項の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、

開示をしない旨の決定をし、規則で定めるところにより、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しない旨の決定(開示請求を拒否するとき及び当該行政文書を保有していないときの決定を除く。)をした場合において、当該行政文書の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、実施機関は、その旨を当該各項に規定する書面に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、規則で定めるところにより、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(平27条例50・一部改正)

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日(前条第1項ただし書に規定する補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)以内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、規則で定めるところにより、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(平27条例50・一部改正)

(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、規則で定めるところにより、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、規則で定めるところにより、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、規則で定めるところにより、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ、第2号ただし書又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。こ

の場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、規則で定めるところにより、当該意見書(第19条及び第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平16条例52・一部改正)

(開示の実施)

第16条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第8条の規定により行政文書の一部について開示を行うときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3 開示決定に基づき行政文書の開示を受けるものは、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があつた日から起算して30日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 開示決定に基づき行政文書の開示を受けたものは、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、規則で定めるところにより、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(他の法令による開示の実施との調整)

第17条 実施機関は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第18条 第16条第1項の規定により写しの交付を受けるものは、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求等

(平27条例50・改称)

第1節 諮問等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平27条例50・追加)

(北九州市情報公開審査会への諮問等)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、弁明書(行政不服審査法第29条第2項に規定する弁明書をいう。以下この項及び次項において同じ。)の提出を受け、又は弁明書を作成した後(反論書(同法第30条第1項に規定する反論書をいう。次項において同じ。))又は意見書(同条第2項に規定する意見書をいう。次項において同じ。))を提出すべき期間を定めたときは、その期間を経過した後、速やかに、北九州市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。)

2 前項の規定により諮問をした審査庁(以下「諮問庁」という。)は、弁明書の写し(反論書又は意見書が提出された場合は、それらの写しを含む。)を諮問と同時に(反論書又は意見書が諮問の後に諮問庁に提出された場合は、それらの提出を受けた後、速やかに)、北九州市情報公開審査会に提出しなければならない。

3 諮問庁は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、第1項の審査請求に対する裁決を速やかに行うものとする。

4 諮問庁は、前項の裁決に係る裁決書の主文が北九州市情報公開審査会の答申と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を当該裁決書に記載しなければならない。

(平27条例50・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第20条 諮問庁は、規則で定めるところにより、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下

同じ。)

- (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者
が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平27条例50・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平27条例50・一部改正)

第2節 北九州市情報公開審査会

(設置等)

第22条 第19条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、北九州市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて審議し、及び答申し、並びに建議することができる。

(平27条例50・一部改正)

(組織)

第23条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

- 2 審査会に、前条第2項の規定により情報公開制度の運営に関する特別の事項(以下「特別の事項」という。)を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員等)

第24条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、

解任されるものとする。

- 5 市長は、委員若しくは臨時委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員若しくは臨時委員に職務上の義務違反その他委員若しくは臨時委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員又は臨時委員を罷免することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第25条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第26条 審査会は、その指名する委員3人をもって構成する部会に不服申立てに係る事件について調査審議させることができる。

- 2 審査会は、その指名する委員及び臨時委員をもって構成する部会に特別の事項について調査審議させることができる。

第3節 審査会の調査審議の手續等

(審査会の調査権限)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求められない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)にその主張を記載した書面(以下「主張書面」という。)又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

(平27条例50・一部改正)

(意見の陳述)

第28条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(平27条例50・一部改正)

(主張書面等の提出)

第29条 審査請求人等は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。ただし、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(平27条例50・一部改正)

(提出資料の写しの送付等)

第30条 審査会は、第27条第3項若しくは第4項又は前条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧又は写しの交付(以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧等に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(平27条例50・一部改正)

(調査審議手続の非公開)

第31条 審査会の行う審査請求に係る事件についての調査審議の手続は、公開しない。

(平27条例50・一部改正)

(答申書の送付等)

第32条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(平27条例50・一部改正)

(委任)

第33条 前節及びこの節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 情報の提供に関する施策の充実等

(情報の提供に関する施策の充実)

第34条 実施機関は、市政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、情報の提供に関する施策の充実に努めなければならない。

2 実施機関は、市政に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めなければならない。

(情報の公表)

第35条 実施機関は、策定中の計画その他の政策の形成過程にある情報について、市民に対して公表するよう努めるものとする。ただし、当該情報の公表について法令で別段の定めがあるとき又は当該情報が第7条各号に規定する不開示情報に該当するときは、この限りでない。

(会議の公開)

第36条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関の会議の公開に努めるものとする。

(平16条例52・一部改正)

(出資法人の情報の公開)

第37条 市が出資を行う法人のうち、市長が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨を踏まえ、その保有する情報の公開の推進に努めるものとする。

2 市は、出資法人の情報の公開が推進されるよう適切な助言又は指導に努めるものとする。

(平16条例52・一部改正)

第5章 雑則

(行政文書の管理)

第38条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第39条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(施行の状況の公表)

第40条 実施機関は、毎年度1回、この条例の施行の状況について、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第42条 第24条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平27条例48・一部改正)

付 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市情報公開条例(以下「新条例」という。)の規定(第3章及び第5章の規定を除く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に作成し、又は取得した行政文書について適用し、施行日前に作成し、又は取得した行政文書については、なお従前の例による。

3 平成元年11月1日以後施行日前に実施機関(議長を除く。)の職員が作成し、又は取得した行政文書(この条例による改正前の北九州市情報公開条例(以下「旧条例」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)(施行日前に旧条例第9条第1項の規定により公開する旨の決定を行った公文書及び旧条例第16条第1項の公開の申出に対し公開する旨の回答を行った公文書のうち、施行日以後に公開を実施するものを除く。)であるものに限る。)に係る新条例第5条、第6条、第10条から第16条まで及び第18条に規定する事項又は事務処理並びに手数料については、前項の規定にかかわらず、新条例の規定の例による。

4 平成元年10月31日以前に実施機関(議長を除く。)の職員が作成し、又は取得した行政文

書(公文書(施行日前に旧条例付則第3項の公開の申出に対し公開する旨の回答を行った公文書のうち、施行日以後に公開を実施するものを除く。))であるものに限る。)に係る新条例第18条に規定する事項及び手数料については、付則第2項の規定にかかわらず、新条例の規定の例による。

- 5 旧条例第14条第1項の規定により置かれた北九州市情報公開審査会(以下「旧審査会」という。)は、施行日において新条例第22条第1項の規定により置かれた北九州市情報公開審査会(以下「新審査会」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。
- 6 この条例の施行の際現に行われている旧条例第13条に規定する不服申立ては、新条例第19条第1項に規定する不服申立てとみなす。
- 7 この条例の施行の際現に行われている旧条例第13条に規定する不服申立てについて、施行日前に旧条例第14条第2項第1号及び第5項の規定により旧審査会が行った行為は、新条例第27条第1項、第3項及び第4項の規定により新審査会が行った行為とみなす。
- 8 この条例の施行の際現に旧条例第14条第3項の規定により委嘱された旧審査会の委員である者は、施行日に、新条例第24条第1項の規定により、新審査会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、任命されたものとみなされる当該委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成15年10月31日までとする。
- 9 新条例第24条第1項の規定により施行日以後平成15年10月31日までに任命される委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成15年10月31日までとする。

(北九州市立文書館条例の一部改正)

- 10 北九州市立文書館条例(平成元年北九州市条例第21号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(北九州市個人情報保護条例の一部改正)

- 11 北九州市個人情報保護条例(平成4年北九州市条例第21号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

付 則(平成16年12月14日条例第52号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市情報公開条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に作成し、又は取得した行政文書について適用し、施行日前に作成し、又は取得した行政文書については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に市長に対してなされている改正前の北九州市情報公開条例(以下「旧条例」という。)の規定による北九州市立大学の所管する事務又は事業に係る開示請求、不服申立てその他の行為は、それぞれ新条例の規定により新条例第2条第1号に規定する地方独立行政法人である公立大学法人北九州市立大学(以下「公立大学法人北九州市立大学」という。)に対してなされた開示請求、不服申立てその他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行日前に旧条例の規定により市長がなした北九州市立大学の所管する事務又は事業に係る開示決定等、諮問その他の行為は、それぞれ新条例の規定により公立大学法人北九州市立大学がなした開示決定等、諮問その他の行為とみなす。

付 則(平成19年6月29日条例第16号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

付 則(平成27年12月21日条例第48号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年12月21日条例第50号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成28年規則第3号で平成28年4月1日から施行)

(北九州市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行前にされた第1条の規定による改正前の北九州市情報公開条例(以下この項、次項及び第4項において「旧情報公開条例」という。)の規定による開示請求については、旧情報公開条例第12条第3項及び第13条第2項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 実施機関の開示決定等についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた旧情報公開条例の規定による実施機関の開示決定等又は前項の規定によりなおその効力を有することとされた規定により決定があったものとみなされた場合の当該みなされた決定に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 開示請求に係る実施機関の不作为についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた旧情報公開条例の規定による開示請求に係る実施機関の不作为に係るものについては、なお従前の例による。